

### 第 3 8 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第 1 1 条の 2 中「第 1 0 条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

2 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「第 1 0 条」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

（足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

3 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平

成 1 2 年足立区条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 0 条に規定する勤務」を「第 1 0 条第 1 項に規定する超過勤務」に改める。

( 提案理由 )

超過勤務に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。